

機械器具(80)はり又はきゅう用器具
管理医療機器 滅菌済み鍼 JMDN コード 34175000

再使用禁止

カーボ鍼灸針

【禁忌・禁止】

- 再使用禁止
- 刺入深さは、鍼長の1/3以上を残して刺入すること。針長60mm以上の長針の場合は、20mm以上残して刺入すること。

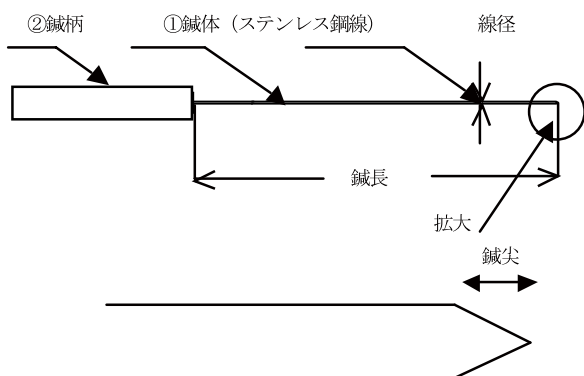
【原則禁忌】

次の患者には適用しないことを原則とするが、特に必要な場合には慎重に適用すること。

妊婦、救急事態もしくは手術を必要とする場合、悪性腫瘍、出血性疾患、ステンレス成分に対する金属アレルギーのある患者。

【形状・構造及び原理等】

<各部の名称>



本品は、鍼体(ステンレス鋼線)と、鍼柄によって構成され、鍼管が付属するものもある。

<原理>

本品は、体内に挿入され、末梢神経を刺激することにより、外科的麻酔、疼痛緩和、又は他の治療効果を促進する。

【使用目的、効能又は効果】

鍼治療に使用すること。

【品目仕様等】

鍼体の公称線径に応じ、鍼体の中心軸方向に力を加えた時、鍼体は鍼柄から引き抜けてはいけない。

【操作方法又は使用方法等】

本品は、滅菌済みにつき、包装開封後そのまま直ちに一回限り使用する。

- 1) 刺入部位の皮膚を消毒する。
- 2) プリスター包装を開封し、鍼を取り出す。
- 3) 付属鍼管等を使用する場合は、鍼を鍼管に挿管する。(鍼管セット済みのものは、鍼を鍼管から取り出さずに刺入部位に鍼管を当てる)

4) 鍼を刺入し刺激を与える。(鍼管を使用する場合は、鍼管からのぞいている鍼柄を軽くたたいて切皮し、鍼管をはずした後、鍼を刺入する)

【使用上の注意】

重要な基本的注意

- 包装を開封したら、直ちに使用すること。
- 包装が破損、汚損している場合や、製品に破損、変形等の異常が認められる場合は使用しないこと。(一次包装の破損した製品を使用した場合、感染のおそれがある。)
- 鍼を刺入する部位はアルコール綿等でよく清拭すること。
- 筋肉部への治療では、極度の筋硬直により折鍼のおそれがあるため、φ0.18mm以上の鍼を使用の上、十分に注意し、治療すること。
- 刺入した鍼が抜けなくなった場合は、無理に抜かず、筋を弛緩させるなどの処置を行い、ゆっくりと真直ぐに抜くこと。(抜鍼時に鍼を曲げたり、ヒネリなどの力を加えると、折鍼のおそれがある。)
- 灸頭鍼をする場合は、鍼体に炎をあてないこと。また、局所の火傷の防止に注意すること。
- 使用期限の切れた製品を使用しないこと。(感染のおそれがある。)

その他の注意

- 使用後は、感染防止に配慮して安全な方法で処分すること。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

<貯蔵・保管方法>

- 水ぬれに注意し、直射日光および高温多湿を避けて保管すること。

<使用期限>

- 箱の使用期限欄を参照すること。(自己認証による)

【包装】

100本入/箱

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者：有限会社ヤンイー貿易
住所：〒655-0893 兵庫県神戸市垂水区日向 2-6-29
電話番号：078-742-7068
製造業者：蘇州森森医療用品有限会社
住所：中国江蘇省蘇州市高新区珠江路 521 号